［研究論文］

保幼小の教育保育課程と指導計画の比較分析

小学校の教育課程と幼保の保育内容の変遷から

小山優子
島根県立大学短期大学部保育学科

[ARTICLE]

A Comparative Study on Curriculums and Teaching Plans in Elementary Schools and Preschools: Analyzing Transitions in Curriculums

Yuko KOYAMA
Department of Nursery Education, The University of Shimane Junior College

しまね
地域共生センター
紀要
Bulletin of Shimane Center for Enrichment through Community, The University of Shimane Junior College

vol.
2
September
2015

島根県立大学短期大学部
松江キャンパス

［研究論文］

保幼小の教育保育課程と指導計画の比較分析

小学校の教育課程と幼保の保育内容の変遷から

小山優子
島根県立大学短期大学部保育学科

キーワード
教育課程
教科
学習指導要領
保育内容
指導計画

[ARTICLE]

A Comparative Study on Curriculums and Teaching Plans in Elementary Schools and Preschools: Analyzing Transitions in Curriculums

Yuko KOYAMA
Department of Nursery Education, The University of Shimane Junior College

Keywords
curriculum
school subjects
national curriculum guidelines
curriculum content of child care and education
teaching plan

1 はじめに

近年の保幼小連携の重要性から，幼稚園教諭免許・保育士資格と小学校教諭免許を併有可能な教員養成校も多くなっている。しかし，教科教育を主とする学校教育としての小学校と，遊びと生活を柱とする幼児教育としての幼稚園・保育所は，教育目的や教育目標，教育方法が異なるだけでなく，教育課程の編成や指導計画の作成の実態まで異なっているのであるが，学校教育と幼児教育のカリキュラムの違いを理解している保育者も少ないのが現状である。

保育の現場では，長年保育所と幼稚園はそれぞれ独自の方針でカリキュラムの編成を行ってきたが，近年，保育所と幼稚園のカリキュラムの取り扱い方も共通化する方向に変わりつつある。平成20年の保育所保育指針の告示化により，従来，保育所で作成していた「保育計画」を幼稚園・小学校の「教育課程」と同等の「保育課程」という呼び方に変更し，保育所においても保育課程の編成と指導計画の作成を義務化したり，幼稚園教育要領と同じ5領域で表されたねらいや内容を参考に保育所の指導計画に記述することが求められるようになった。また，平成18年の認定こども園の認定に関する法律や平成26年の子ども・子育て支援関連3法により，幼保を一体的に運営する幼保連携型認定こども園が全国的に増加していたり，松江市のように幼保のよいところを相互に学ぶ機会を増やすために，公立保育所と公立幼稚園，公立幼保園の保育士と幼稚園教諭の人事交流を積極的に進める自治体もあるなど，改めて保育者が保育所と幼稚園各々のカリキュラムの違いに直面する機会も増えている。そのため，各幼稚園・保育所で使われていた教育課程・保育課程や指導計画をどのように捉え，取り扱えばよいのか保育者が分からずに悩み，保育現場から保育者養成校に学級経営案や年間計画，月案・週案などの指導計画の書き方やカリキュラムのあり方に関する研修を依頼されることも多い。

本稿では，幼稚園・保育所・認定こども園にお

ける教育保育課程と指導計画の編成・作成の特徴を，小学校教育における教育課程と指導計画との比較から明らかにすることを本研究の目的とする。保幼小相互の教育保育課程や指導計画の実際について知ることにより，なぜこの種類の指導計画を作成しなければならないのかという指導計画種別の意義や目的と，様々な種類の指導計画に含まれる項目や記述すべき内容の意味を理解できるようになるなど，保育現場にとっても有用な視点を提供できると思われる。以下，小学校と幼稚園，保育所，認定こども園の法定カリキュラムの歴史を概観し，実際に学校教育と幼児教育で作成される指導計画の実態を提示しながらそれぞれの特徴を考察していくこととする。

2 保幼小の法定カリキュラムの変遷

保育所，幼稚園，小学校のカリキュラムは，教育・福祉系の法律が戦後整備されたことにより現在の制度が確立した。以下，小学校の教育課程と幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育課程を，「小学校学習指導要領」や「幼稚園教育要領」，「保育所保育指針」，「幼保連携型認定こども園保育・教育要領」の歴史的変遷からその違いを示すこととする。

1）小学校の教育課程の変遷

わが国の戦後の教育は，戦前からの軍国主義的教育課程を改革し，民主主義教育を定着させるという文部省の方針から始まった。すなわち，戦前の教科書から戦意高揚に関する記述を削除し，修身科を廃止し新たに公民科を設置すること，画一的教育から生徒児童の自発性を重視した教育へ転換する方針が出された[1)]。昭和21（1946）年11月に日本国憲法が発布され，昭和22（1947）年3月に「教育基本法」「学校教育法」並びに「学習指導要領一般編（試案）」が制定された。

昭和22年制定の学校教育法では，第17条で「小学校は，心身の発達に応じて，初等普通教育を施すことを目的とする」，第18条で「小学校における教育については，前条の目的を実現するために，次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。1学校内外の社会生活の経験に基き，人間相互の関係について，正しい理解と協同，自主及び自律の精神を養うこと。2郷土及び国家の現状と伝統について，正しい理解に導き，進んで国際協調の精神を養うこと。3日常生活に必要な衣，食，住，産業等について，基礎的な理解と技術を養うこと。4日常生活に必要な国語を，正しく理解し，使用する能力を養うこと。5日常生活に必要な数量的な関係を，正しく理解し，処理する能力を養うこと。6日常生活における自然現象を科学的に観察し，処理する能力を養うこと。7健康，安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い，心身の調和的発達を図ること。8生活を明るく豊かにする音楽，美術，文芸等について，基礎的な理解と技能を養うこと」と規定した[2)]。また本邦初の学習指導要領の制定により，小学校の教育課程（当時は「教科課程」）は，国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・自由研究の9教科とされた。ここでは新たに，修身・歴史・地理の代わりとして「社会科」が新設され，民主主義的な社会形成のための良識や性格を身につけること，男女共学必修での「家庭科」の新設，児童一人ひとりの能力を伸ばすための教科として「自由研究」が新設された[3)]。ただし，「試案」と示されたように，学習指導要領は現在の法的拘束力を持つものではなく，教師の手引き書的性格を持つものであった。これらの学校教育法と小学校学習指導要領の制定により，小学校教育は教科を中心とした「教科カリキュラム」の性格を持つものとなり，各教科の知識を正しく理解し，教科の技能や能力を養うことを教育目標とする現在の学校教育の目標や方法の基礎を形作るものとなった。

戦後初めての学習指導要領は短期間に作成されたものであったため，昭和26（1951）年に文部省は学習指導要領の全面改訂を行った。小学校の教育課程は，以前の9教科を4つの大きな領域に再編し，国語・算数を「主として学習の技能を発達させるに必要な教科」，社会・理科を「主

として社会や自然についての問題解決の経験を発展させる教科」，音楽・図画工作・家庭を「主として創造的要素を発達させる教科」，体育を「主として健康の保持増進を助ける教科」として，4つの領域別に合科的に授業を行うよう，時間配当の区分も4領域別に示された。また「自由研究」は教科外活動に変更され，児童会や委員会活動，運動会や音楽会などの「民主的組織の下に，学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動」，学級会などの「学級を単位としての活動」，「クラブ活動」の3つに分類された[4]。9つの教科を4つの領域に再編するという方針は，前回の経験主義的な教育課程に系統性を持たせようとする意図があった。

昭和26年の学習指導要領は4領域別の系統性を持つ方向に向かいつつも，昭和21・26年版共にアメリカの経験主義教育学の影響を強く受けていた。この経験主義的なカリキュラムは「はいまわる経験主義」と批判され，当時の児童の学力低下や青少年の非行，規律の低下などの原因とされた。そのため，昭和33（1958）年8月の学校教育法施行規則の改定では，「小学校の教育課程については，この節に定めるもののほか，教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」とし，学習指導要領を法的拘束力を持つものとして初めて告示化した。昭和33（1958）年10月の学習指導要領改定では，基礎学力の充実と科学技術教育の向上，道徳教育の徹底，職業的陶冶の強化を意図して，小学校の教育課程は，各教科（国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育），道徳，特別教育活動，学校行事等の4領域に変更した[5]。この基礎学力の充実や科学技術教育の向上の方針は「教育内容の現代化」[6]と呼ばれ，米国の教育内容の現代化に強い影響を与えていたブルーナー（J. Bruner）の影響を色濃く反映したものであった。彼は著書『教育の過程』の中で教科の構造を重視する教育課程論を展開し，教科の構造を形づくる基本的な概念や原理の学習の重要性を展開し，「どの教科でも知的性格をそのままにたもって，発達のどの段階のどの子どもにも効果的に教えることができる」というブルーナー仮説を提唱した[7]。彼の提唱した「学問中心カリキュラム」は「生活経験カリキュラム」とよく対比されるが，ブルーナーの教育課程論は児童中心主義や進歩主義教育思想を全否定するものではなく，子どもの経験や関心・動機などの生活経験カリキュラムが重視した視点の重要性を認めつつ，「何を教え学ぶか」というカリキュラム内容構造の視点と密接に関連させるべきであること，学習の順序性（シークエンス）と内容構造をラセン型に組み立てていくというスパイラルカリキュラムにより，学習者の発達段階に応じて複雑に子どもが学んでいくことができるとした。

昭和43（1968）年の小学校学習指導要領の改訂では，小学校の教育課程は，各教科（国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育），道徳，特別活動の3領域に編成された。ここでは，以前の学校行事と特別教育活動が合体した特別活動に変更され，授業時間数も最低授業時間数から標準授業時間数へと変更され，教育内容を必要性に応じて選び出して取り扱うこと，昭和41年の全国統一学力テストの廃止などに見られるように，行き過ぎた能力主義への警鐘，知育・徳育・体育の調和と統一といった方向性が示された[8]。昭和52（1977）年の学習指導要領の改訂でも，教育内容の構造化と授業時間数の削減が行われ，ゆとり教育路線が継続された[9]。

平成元（1989）年の学習指導要領の改訂では，各教科は「国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育」とされ，小学校1・2年生に「生活科」が新設された[10]。この生活科の設置は，児童の具体的な活動や経験を通して，合科的な指導を行うことをねらいとし，幼稚園教育との一貫性を重視する考え方が反映されたものであった。また，平成10（1998）年の小学校学習指導要領の改訂では，各教科・道徳・特別活動に「総合的な学習の時間」が加えられて4領域となった。3～6年生での総合的な学習の時間の追加と，完全学校週5日制の実施などによる，年間授業時

間数の縮小と教育内容の削減がなされた[11]。

平成20(2008)年の学習指導要領の改訂では，ゆとり教育批判を受け，知識の習得と活用する力を身につけるために教科の授業時間数の増加と教育内容の増加，総合的な学習の時間の削減，小学校5・6年生における外国語活動の実施，道徳教育の充実が行われ，教育課程は各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動となった[12]。

2)幼稚園の教育課程の変遷

幼稚園は，昭和23(1948)年に制定された学校教育法により，小・中学校や高等学校と同じ学校の一つとして位置づけられ，現在まで文部科学省の管轄となる。学校教育法の第77条では，幼稚園の目的を「幼稚園は，幼児を保育し，適当な環境を与えて，その心身の発達を助長することを目的とする」，第78条の幼稚園の目標を「1健康，安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い，身体諸機能の調和的発達を図ること，2園内において，集団生活を経験させ，喜んでこれに参加する態度と協同，自主及び自律の精神の芽生えを養うこと，3身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと，4言語の使い方を正しく導き，童話，絵本等に対する興味を養うこと，5音楽，遊戯，絵画その他の方法により，創作的表現に対する興味を養うこと」として5つの教育目標を掲げた[13]。

昭和23(1948)年3月に，文部省は「保育要領－幼児教育の手引き－」を発行した。これは戦後，文部省が初めて刊行した幼児教育についての手引書であり，幼稚園や保育所，家庭でよりよい教育・保育を行うための参考書として，具体的に保育の考え方や教材の工夫，教育実践などを示したものであった。第6章では幼児の保育内容として，「見学，リズム，休息，自由遊び，音楽，お話，絵画，製作，自然観察，ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居，健康保育，年中行事」の12項目を示し，これらの活動を幼稚園や保育所で実践することで，楽しい幼児の経験となることを解説した。この保育要領は，現在のような幼稚園のカリキュラムとなるものではなく，幼稚園や保育所，家庭での望ましい保育のあり方を示した幼児教育の参考書としての意味が大きかった[14]。

昭和31(1956)年に，文部省は保育要領をもとに「幼稚園教育要領」を発刊した。ここでは，保育要領での楽しい幼児の経験としての12項目を「健康，社会，自然，言語，音楽リズム，絵画製作」の6つの「領域」にまとめ，この領域という用語を用いて幼稚園の保育内容を説明した。ここでは保育内容について，小学校との一貫性を持たせるようにしたと改定の要点を示しつつも，小学校以上の学校における教育とは，その性格を大いに異にするものであり，小学校指導の計画や方法を，そのまま幼稚園に適用しようとしたら，幼児の教育を誤る結果となると説明した[15]。保育要領における12項目の幼児の経験は，望ましい活動の羅列であったことを踏まえ，小学校の教科のように分かりやすくするために領域という概念を持ち込んだが，保育現場では幼稚園教育を小学校以上の学校教育の教育目標や教育方法と同じと捉えてしまう結果となった。

昭和39(1964)年の改定では，幼稚園教育要領を告示化し，法的拘束力を持つものとして位置づけるとともに，継続して保育内容を6領域として示した[16]。ここでは幼児にふさわしい環境を与えて，その生活経験に即して総合的に指導を行うことを強調し，領域に示されている事項は相互に密接が関連のあることを解説したが，依然として幼稚園の現場では6領域を小学校の教科と同じように捉え，時間割の形で時間配分をしたり，各領域別に活動を構成する風潮が強かった[17]。

平成元(1989)年の幼稚園教育要領の改定では，幼稚園の現場で領域別の保育実践を行うことがあったため，以前の6領域を，「健康，人間関係，環境，言葉，表現」の5つの領域に変更し，領域は保育内容を構成するための視点として示した。また，第2章のねらいは「幼稚園修了までに育つことが期待される心情，意欲，態度」とし，学校教育との違いを明確にした[18]。平成元年の改

定は，昭和31年以降の小学校教育への接近と保育内容の構造化の方向性への決別であり，従来の幼児教育の特色である「遊びと生活」を基本とする保育方針への回帰の方針を明確にしたものであった。

平成10（1998）年の改定では，前回改定の5領域を継続しつつ，幼稚園が子育て支援のための地域の幼児教育センターとしての役割を果たすことや，「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」としての預かり保育の指導体制を整えることが示された[19)]。

平成20（2008）年の改定では，発達や学びの連続性，家庭と幼稚園生活の連続性に配慮しながら，計画的に環境を構成するという平成元年からの5領域の考え方を継続しつつ，幼小連携と協同的な学びの重視，食育の充実，子育て支援と預かり保育の内容や意義の明確化が示された[20)]。

3）保育所の保育課程の変遷

保育所は，昭和22（1947）年に制定された児童福祉法により児童福祉施設の一つとして位置づけられ，現在まで厚生労働省の管轄となる。児童福祉法第39条により，保育所の目的は，「保育所は日日保護者の委託を受けて，保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」こととなった。

昭和40（1965）年，「保育所保育指針」が初めて制定され，保育所の考え方を方向づけるものとなった。この第1章総則では，「保育所は保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設」「ここに入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない」「養護と教育とが一体となって，豊かな人間性をもった子どもを育成するところに，保育所における保育の基本的性格がある」と書かれているように，昭和40年の保育指針においてすでに現在の保育所保育指針の基礎が形成されていた。保育の目標は，「1情緒の安定と心身の調和的な発達を図る，2養護のゆきとどいた環境の中で，健康，安全などの基本的な習慣や態度を養う，3遊びや仕事を行い，自主，協調などの社会的態度を養う，4自然や社会の事象に興味や関心をもつ，5ことばを豊かに，正しく身につける，6いろいろな表現活動を通じて創造性を養う，7豊かな情操を養い，思考力の基礎と道徳性の芽ばえを培う」とされた。また，望ましい主な活動として，0～2歳までは「生活・遊び」，2歳は「健康・社会・遊び」，3歳は「健康・社会・言語・遊び」，4～6歳は「健康・社会・言語・自然・音楽・造形」という形で年齢別に示されていた。さらに，各保育所のカリキュラムを「保育計画」と呼び，適切な保育計画の作成と，年間計画，期間・月間指導計画，週案・日案などの「指導計画」の作成を促す内容となっていた[21)]。

平成2（1990）年の保育所保育指針の改定では，昭和40年の指針を継承しながら，保育目標は「ア十分に養護のゆきとどいた環境のもとに，くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし，生命の保持及び情緒の安定を図ること，イ健康，安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い，心身の健康の基礎を培うこと，ウ人とのかかわりの中で，人に対する愛情と信頼感，そして人権を大切にする心を育てるとともに，自主，協調の態度を養い，道徳性の芽生えを培うこと，エ自然や社会の事象についての興味や関心を育て，それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと，オ生活の中で，言葉への興味や関心を育て，喜んで話したり，聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと，カ様々な体験を通して，豊かな感性を育て，創造性の芽生えを培うこと」とし，現在の養護の目標と教育の5領域の保育目標にまとめられた。保育内容については，0～2歳児までは保育内容を一括して示し，3歳～6歳児までは幼稚園と同じ「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域と，5領域の前提となる「基礎的事項」で保育内容を構成した。また，保育の全体的な計画である「保育計画」と具体的な計画である「指導計画」とを合わせた「保育の計画」を作成したり，指導計画の作成に当たり「小学校との関係については，子どもの連続的な発達などを考慮し，

子どもが入学に向かって期待感を持ち，自信と積極的を持って生活できるようにする」など，小学校との連携の文言が追加された[22]。

平成11（1999）年の改定でも，平成2年の基礎的事項と5領域はそのまま引き継がれたが，保育内容の「年齢区分」が「発達過程区分」に変更され，年齢別として乳幼児の発達を捉えるのではなく，乳幼児一人ひとりの発達のプロセスを見るという考えに変更したこと，保育目標を具体化した「ねらい」が，乳幼児の「心情・意欲・態度」の習得につながるように捉えること，子育て支援の場としての保育者の役割の重要性など，幼稚園と同様の考え方をとることが強調された[23]。

平成20（2008）年の改定では，保育所保育指針が以前の保育指針は厚生省局長による通知から厚生労働大臣による告示となり，法的拘束力を持つ，より規範性の強い最低基準としての位置づけになった。この改定では，幼稚園教育要領と保育所保育指針の同年月日の告示化に象徴されるように，共通化・類似した記載が増え，幼保が初めて足並みをそろえる形となった。具体的には，昭和40年の保育指針から継続していた年齢・発達別のねらいと内容の記述を大綱化し，保育指針の第3章に「養護」と「教育」別にねらいと内容を示したこと，「養護」は「生命の保持」と「情緒の安定」を図る事項とし，教育と同じようなねらいと内容として示したこと，「教育」は幼稚園教育要領の第2章に示されている5領域別のねらいと内容の表記とほぼ同じになったこと，「保育計画」と呼んでいた各保育所で作成する保育の全体計画を「保育課程」とし，幼小の教育課程と同等の名称に変えたことが挙げられる。また，健康・安全のための体制充実，食育，保護者支援，保育所や保育士等の自己評価などの保育の質を高める必要性などが強調された[24]。

4）幼保連携型認定こども園の教育・保育課程の変遷

認定こども園は，平成18（2006）年10月の「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の制定により，認定こども園として認定されることになった[25]。平成24（2012）年には，「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て支援関連3法が制定され，4つの認定こども園の型のうち「幼保連携型認定こども園」の整備が推進されることとなり[26]，幼保連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」と位置づけられた。また平成26（2014）年には，内閣府・文部科学省・厚生労働省から「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が制定，告示化された。

認定こども園教育・保育要領は，幼稚園教育要領と保育所保育指針を合わせて作成されたものであるが，幼稚園教育要領を基礎にして作成された特徴がある。すなわち，認定こども園の保育内容は保育所と同じく，養護や健康・安全，乳幼児などの低年齢保育，食育の推進，子育て支援などについて配慮しつつも，第2章に示されたように幼稚園と同じ5領域の観点からねらい及び内容を構成することとされた[27]。

5）保幼小の教育保育課程の違い

保幼小の教育課程・保育課程を制度的な変遷からみていくと，小学校と幼稚園・保育所のカリキュラムには違いがあることが分かる。戦後の小学校学習指導要領の改訂の過程においては，小学校教育では，昭和22年の経験主義的な学習指導要領から昭和33年・43年の「系統主義」的な学習指導要領への転換へ向かい，ここから昭和52年のゆとり教育と知・徳・体の調和した豊かな人間性や平成元年の生活科の導入などの新しい学力観に立つ教育と，平成14年の総合的な学習の導入などの「経験主義」的な学習指導要領への揺り戻しが起こり，さらに平成20年の基礎学力の定着を推進する「系統主義」的な方向へ進んでいくように，経験主義と系統主義の間を往復する形で教育方針が転換していった。しかしこの間，小学校は「教科カリキュラム」を教育課程の

中心に置き，教科に基づいた知識・技能の育成を教育目標に掲げ，教科以外の教科外活動としての道徳や特別活動，総合的な学習の時間などにより，人格形成や集団活動を通じた対人関係の育成，児童の考える力を育むという教育方針を戦後一貫して行ってきた。

それに対し，幼稚園や保育所・認定こども園では，ルソー・ペスタロッチの児童中心主義や，デューイの新教育運動に代表される児童中心主義の教育思想を基礎とした「生活経験カリキュラム」を中心に教育課程の改定を行ってきた。戦後の幼稚園教育要領・保育所保育指針の制定の中で幼稚園・保育所の保育内容を6領域で示し幼児教育思想の基礎を形成しつつも，幼稚園や保育所の保育実践が小学校化していくという小学校教育への接近の方向性から，平成元年の遊びと生活の中から5領域の力を育成する幼児教育独自の路線への方向転換，そして平成10年から平成20年の遊びと生活の経験から，保幼小連携につながる協同的な学びの方針へと歴史的には変遷してきた。しかし，遊びと生活を基盤とした生活経験活動の中から5領域の内容を学んでいくこと，その経験活動を通じて自主性・自発性・主体性の育成と子どもの心情・意欲・態度の育成，その経験を通して子どもの心身の発達を図るという幼児教育の目的・目標は戦後変わっていない。つまり，小学校以上の学校教育と就学前の幼児教育では，細部では多少の変化がありつつもカリキュラム自体は戦後一貫して変わらず，子どもが身につけるべき力や学び方などの教育目標や教育方法は両者で大きく異なっているといえる。

3 保幼小の教育保育課程の編成と松江市の指導計画の作成の実際

法律に基づいた小学校の教育課程と幼保の教育課程・保育課程の基準をみてきたが，これらの教育保育課程の違いが実際の小学校・幼稚園・保育所各々の教育保育課程の編成と指導計画の作成にも影響を及ぼしている。学校教育と幼児教育の各々の現場で作成される教育保育課程や指導計画について，指導計画の種類や作成様式の特徴を以下に挙げることとする。

1）小学校の教育課程・指導計画

（1）小学校の教育課程の編成

小学校においては，学校教育法施行規則や学習指導要領に基づいて，学校独自の教育課程を編成することになっている。各小学校の教育課程の編成・実施では，教育目標の設定，指導内容の組織化，各教科の教育課程編成，年間授業時数や週当たりの授業時数の配当，日課表の作成などを行う。具体的には，各教科の指導計画，特別活動や道徳教育，総合的な活動の時間などの指導計画，体育・健康などに関する指導，年間の行事案などを学校の教員間で話し合って決定するのが一般的である[28)]。

（2）指導計画の作成

指導計画の作成は，学習指導要領を参考に学年計画を立案し，それを元に学期間計画，月間計画，週間計画，毎時の学習指導案へと展開し，また単元別の指導計画なども立案する[29)]。

教科の計画案としては，例えばある小学校では，教科の生活科や社会科の授業で児童が町探検や地域の商店街の人へのインタビューを行い，学校に戻ってその内容をまとめるなど，学校外の活動も含めて計画される。小学校の場合，学習指導要領により各教科の年間の授業時間数や各学年の年間総授業時数が決まっているため，指導計画を作成する場合も，単元別に時数も考慮し作成するのが一般的である。

①単元指導計画と学習指導案

小学校では，教科指導は学習指導要領に示された教科の学年の目標や内容を身につけるよう指導するが，その際に単元にまとめて指導計画を作成する[30)]。2年生の国語を例に挙げると，「すきなお話を読もう『スイミー』」で，時数は14時間，うち読む10時間，書く4時間，学習指導要領の育成を図る能力は，「C読むこと」の「ア易しい読み物に興味を持ち，読むこと」「ウ場面の様子などにつ

いて，想像を広げながら読むこと」「エ語や文としてのまとまりや内容，響きなどについて考えながら声に出して読むこと」，「B書くこと」の「ア相手や目的を考えながら，書くこと」「イ書こうとする題材に必要な事柄を集めること」「ウ自分の考えが明確になるように，簡単な組立てを考えること」を達成できるように指導する計画をまとめ，具体的な学習活動の内容を単元計画として示すのが通常である。このように小学校では，その単元計画をもとに毎時間別の授業計画である「学習指導案」を作成し，単元名「教材名」，日時，場所，対象児童，時数，単元の特性，児童の実態，本時の目標・ねらい・育成を図る能力，活動場所と準備物，単元の特性，本時の指導過程・展開などの学習活動の実際などを単元指導計画として作成する。

②学級経営案

学級経営案は，小学校などの学校教育で作成されるものであるが，教師の子どもに対する願いや教育理念を示し，1年間の体系的な教育実践を行うために年度初めに学級担任が作成する。学級経営案では，このようなクラスづくりをしていきたいなどの意欲や教育方針，教育目標，具体的な教育活動の展開を示し，学級担任の持ち味や得意なこと，重点を置きたいことを表明した学級経営の方針を示したものである。

2）幼稚園・保育所・認定こども園の指導計画の作成方法

（1）各幼稚園・保育所等の教育課程の編成

幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・保育課程は編成義務のあるものであり，入園から卒園までの長期的な視野で保育を行うために，各園で一つ編成する。教育保育課程には，各園の保育理念や保育方針，保育目標，子どもの発達過程，健康・安全，家庭や地域との協同，職員研修，特別保育，子育て支援，小学校との連携，年間行事など，その園の保育の考え方や重視する事項をまとめたものである[31)]。

（2）指導計画の作成

幼稚園や保育所，認定こども園で作成する指導計画には，年間計画，期間計画，学級経営案，月案，週案，日案などがある[32)]。

①年間計画・期間計画

年間計画は，園で編成する教育保育課程をもとに，1年間の保育方針・目標やねらいを，子どもの発達過程と合わせて示したものである。期間計画は，年間計画をいくつかの期に分け，期別の子どもの発達過程や保育のねらいを示したものであるが，年間計画と期間計画を組み合わせて1つの形態で作成することも多い。年間計画や期間計画は，クラス担任が毎年作成する指導計画の一種であるが，園によっては年間計画を教育保育課程と同等の位置づけとして組み込み，園の3・4・5歳児学年の指導計画として固定化している園もある。松江市の公立幼稚園では年間期間計画を教育課程の中に組み込んでいる場合が多く，松江市の公立保育所では指導計画の一つとして年間期間計画を学級担任が作成する場合が多い。

②学級（クラス）経営案

学級経営案は，特に幼稚園で作成されることが多いが，年間指導計画を教育保育課程の一部としてカリキュラムに組み込んでいる園の場合，1年間の保育方針を学級経営案という形でクラス担任が作成することがある。小学校の学級経営案と同じ意味を持つものであり，子どもたちの学級の実態から育てたい力や保育者の願いなどを踏まえた保育方針と保育の手だてを示したものであり，この学級経営案により，担任が自分らしい指導とクラス作りをするために活用する。

③月案

月案は「○月の月案」などと年間指導計画をひと月単位で具体的な計画に下ろしたものである。子どもたちの実態から月のねらいを設定し，保育者の展開していきたい保育内容や季節，行事などを考慮に入れて計画するものである。松江市の公立・私立のほとんどの幼稚園や保育所では月案を作成しているが，松江市の公立幼稚園などでは，月案や年間計画を園のカリキュラムとして1つ

作成する「教育課程」と同類の扱いに位置づけ，月案を学級担任が作成しないかわりに週案を毎週，担任が細かく立案する園もある。

④週案

週案は月案を週単位で具体的な計画に下ろしたものである。1週間単位で計画する場合もあれば，子どもの発達のスパンを考えて2週間単位で計画する場合もある。松江市立保育所の場合，公立間で統一した様式を活用しているが，月案と週案を組み合わせた月案週案の形で指導計画を作成する様式をとっている。また指導計画の上部に週案を書き，下部に1週間の日誌を書く形で週案と日誌が組み合わさった週案日誌の形式をとっている園もあるが，週案日誌は週案の計画を見ながら反省・評価として日誌を記述するので，計画を検証し確かめやすいという利点がある。

⑤日案

日案は1日の計画を書いたものであるが，園内研究として自己の保育を公開し，他者に批評してもらいながら自己研鑽するものとして作成される場合が多い。保育者自身が子どもへの指導・援助について確認し，自己のかかわりの改善点を見つけるために活用する。

幼稚園や保育所などの園内研修会で作成される全国的な日案や部分指導計画の様式は，子どもの自由遊びの場面を中心に取り上げ，子どもの実態や保育者の願い，ねらいと内容，活動の流れと予想される子どもの姿，環境構成と保育者の指導・援助などを書き，どのように保育を展開するかを示す様式が多い。一方，松江市の公立・私立保育所の場合，初任者を対象とした松江市健康福祉部子育て課の保育指導員による訪問指導や松江市保育研究大会の公開保育の際，設定保育的な遊びを中心に取り上げ，遊びの題目・テーマ，活動のねらい，子どもたちの姿と経過・見通し，保育者の願いや援助・手だて，環境構成，保育の展開図，評価の観点などを記載する様式をとっている。これは，初任者が活動の意図やねらいをもって保育内容を展開できているかを初任者自身が自覚するための様式であり，また子どもの興味や関心，活動内容の時間配分や保育者の援助，展開の方向性などを初任者が適切に実践できているかどうかを，他の保育者も園内研修を通して評価・確認しやすい様式となっている。

3）保幼小の指導計画の違い

小学校の指導計画は，教科の単元別の単元指導計画を立案することが多いが，これは単元や教材を通して，学習指導要領に示された子どもが身につけるべきねらいを達成できるかどうかを，指導計画の立案を通して検証していくためである。教師の教材の準備や提示の仕方，学習活動の展開などが，ねらいで示した事柄を育てることにつながっているのかを授業実践を通じて確かめるために指導計画を作成する。また，教科以外の様々な活動も，指導計画の立案では活動内容のまとまりで計画することが多いという特徴がある。

それに対し，幼稚園や保育所，認定こども園での指導計画は，年・期・月・週・日などの期間単位で立案するが，その理由はこれらの園が「生活」の場であるという考えによるものと思われる。幼児教育では小学校のように子どもが学ぶ内容が決まっていないということもあるが，小学校の単元指導計画のような活動別の指導計画を作成する形が一般的でないのは，1ヶ月，1週間といった一定時間内の経過や過程の中に子どもが経験することが望まれる活動を保育者が選んで取り入れ，子どもが生活経験を積み重ねる中で自ら学び，5領域の力を身につけることに意義を置く生活経験カリキュラムの特性を反映した様式だからであろう。

しかし，幼稚園や保育所での園内研修会での日案や部分指導計画の作成においては，自由遊びを中心に指導計画を書く場合では，子どもがこの活動を通じて何を身につけているかを確認する幼児教育の特徴を強く表した指導計画の様式になり，松江市のように設定保育的な活動を中心に指導計画を書く場合では，小学校の単元活動計画のような保育者の保育の意図や展開を確認しやすい指導計画の様式になるといえる。

4 保幼小のカリキュラムの全体考察

小学校では，教科については学習指導要領で学ぶべき内容が時間数まで決められているため，学級担任が細かい年間指導計画を立てる必要はなく，単元指導計画を作成し，校内研修などの公開授業の際に活用している。単元指導計画の立案理由は，教師の日々の教育活動について，学習指導要領に示された育成を図る能力を育てているか，児童の学習活動がねらいを達成するための展開になっているかを検討するためである。また，小学校では細かい年間計画を立案する必要がないため，長期的な計画の代わりに担任が1年間どのような学習指導と学級づくりをしていくかという方針を表わした学級経営案を作成し，自分らしいクラス運営ができるようにしている。

一方，幼稚園や保育所等は，幼稚園教育要領や保育所保育指針等で子どもが身につけるべき内容は示されているが，それをどのような活動を通してどれくらいの時間をかけて身につけるかといった活動の具体案は法定のカリキュラムでは決められておらず，保育者自身や園の職員全体で考えていかなければならないしくみになっている。そのため，幼児教育においては小学校以上に指導計画の立案が重要となり，年間計画や期間計画，月案，週案，日案などの様々な期間の計画を具体的に立案しながら保育を実践することが求められる。しかし，公開保育・園内研修会のための日案や部分指導計画の作成では，公開する内容が遊び中心の活動か設定保育の活動かにより指導計画の様式が異なり，環境図の中に子どもの自由遊びの展開を示すような幼児教育の特色を示した書き方も，小学校の単元指導計画のように設定保育におけるねらいや保育者の手だてを細かく検証する書き方のどちらの様式も，保育者の実践力を高めるものとして活用できることがわかる。

5 おわりに

保幼小の教育保育課程について，学習指導要領や幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの変遷から概観し，その上で保幼小の指導計画作成の実際からその特色をみてきた。幼稚園や保育所等においても，小学校と同じような設定保育や活動案を中心とした指導計画を作成することもあるが，その点は小学校の単元指導計画の書き方を参考にできると思われる。活動の中にどのようなねらいがあり，どう展開することでねらいが達成できるかを検証するような指導計画の書き方も必要である。一方，幼児教育の生活と遊びを柱とし，5領域の力を育成するために，指導計画を年，期，月，週などの期間別の指導計画の様式で作成し，長期的なスパンで子どもの発達や育ちを見ていくところに幼児教育特有の生活経験カリキュラムの意味が含まれていることが明らかとなった。どちらの書き方にしても，保育者が保幼小の教育目標やカリキュラムの特徴を踏まえて教育保育課程や指導計画の様式を理解できるようになると，職場の異動等で異なる指導計画の様式で書かなければならなくなった際も，それに対応させて書いたり，指導計画の位置づけや様式を変更できる視点が身につくであろう。今後も保幼小の指導計画の書き方について，学校教育と幼児教育の教師・保育者が各々の指導計画のよさを知り，よりよい指導計画の作成に活かす必要があると思われる。

注

1) 原清治『学校教育課程論』学文社，2005年，11頁
2) 松島釣『現代教育要論』日本文化科学社，1991年，268頁
3) 原清治『学校教育課程論』学文社，2005年，13-16頁
4) 前掲，17-20頁
5) 前掲，20-23頁
6) 「教育内容の現代化」は，1957年のソ連による世界初の人工衛星打ち上げに成功したスプートニック

ショックを受け，米国で科学技術水準の向上にむけて，学校カリキュラムの開発に力を入れ，教育内容の高度化が図られるようになった。その影響を受け，日本でも1950年代から教育内容の現代化が推し進められたことが背景にある。

7） 柴田義松『教育課程論（第二版）』学文社，2001年，26-29頁
8） 原清治『学校教育課程論』学文社，2005年，25-28頁
9） 前掲，28-29頁
10）前掲，29-31頁
11）前掲，34-37頁
12）広岡義之『新しい教育課程論』ミネルヴァ書房，2010年，31頁
13）文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに，1979年，526-528頁
14）民秋言『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』萌文書林，2008年，6頁
15）前掲，6-7頁
16）高杉自子・森上史朗『保育内容総論』，東京書籍，1990年，15-16頁
17）戦後の幼稚園教育の法的カリキュラムの変遷は，拙稿「幼児教育カリキュラムの史的展開－戦後わが国の『保育構造』論を中心にして－」島根女子短期大学紀要第40号，2002年，41-51頁を参照。
18）文部省『幼稚園教育指導書増補版』フレーベル館，1989年
19）文部省『幼稚園教育要領（平成10年12月）』大蔵省印刷局，1998年
20）文部科学省『幼稚園教育要領解説（平成20年10月）』フレーベル館，2008年
21）山下俊郎『保育所保育指針解説』ひかりのくに，1965年，209-248頁
22）厚生省児童家庭局『保育所保育指針』フレーベル館，1990年
23）厚生省『保育所保育指針（平成11年改訂）』フレーベル館，1999年
24）厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館，2008年
25）認定こども園とは，幼稚園や保育所等のうち，就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え，認定基準を満たした施設で，都道府県知事が認定するものである。認定こども園は保護者の就労の有無に関係なく，希望すれば長時間保育を受けられるため，保護者が仕事をやめたために保育所を退園しなければならなくなる現状を改善する幼保一元化の流れをくむものであるが，都会や地方で希望者が減少している幼稚園の長時間保育を可能にし，廃園を回避する幼稚園救済も意図した制度である。認定こども園には，幼保連携型と幼稚園型，保育所型，地方裁量型の4つの種類がある。
26）民秋言『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』萌文書林，2008年，17-19頁
27）内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）』フレーベル館，2014年
28）原清治『学校教育課程論』学文社，2005年，50-70頁
29）樋口直宏・林尚示・牛尾直行『教育課程論・教育方法論』学事出版，2002年，97-102頁
30）原清治『学校教育課程論』学文社，2005年，124-137頁
31）北野幸子・小山優子『保育課程論』北大路書房，2011年，26-35頁
32）北野幸子・小山優子『乳幼児の教育保育課程論』建帛社，2010年，83-88頁

受付：平成27年6月19日　受理：平成27年7月24日

しまね
地域共生
センター

Shimane Center
for Enrichment through Community,
The University of Shimane
Junior College

島根県立大学短期大学部
松江キャンパス

文部科学省
地(知)の拠点